

東近江行政組合議会会議規則

昭和47年4月15日
中部地域消防組合議会規則第1号

改正 平成3年3月1日 議会規則第1号
平成3年12月27日 議会規則第2号
平成10年3月31日 議会規則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条～第12条）
 - 第2章 議案の提出及び動議（第13条～第18条）
 - 第3章 議事日程（第19条～第23条）
 - 第4章 選挙（第24条～第32条）
 - 第5章 議事（第33条～第45条）
 - 第6章 発言（第46条～第60条）
 - 第7章 表決（第61条～第71条）
 - 第8章 辞職（第72条・第73条）
 - 第9章 規律（第74条～第81条）
 - 第10章 会議録（第82条・第83条）
 - 第11章 補則（第84条）
- 付則

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前までに議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(議席)

第3条 議員の議席は、最初の会議において議長が定める。

2 補欠選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかって議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標をつける。

（会期）

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

（会期の延長）

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第7条 議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかって決める。

3 会議の開始は、口頭で報ずる。

（休会）

第9条 東近江行政組合の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉）

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。
(出席催告)

第12条 法第113条（定足数）の規定による出席催告の方法は、文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案の提出及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由をつけ、法第112条（議員の議案提出権）第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2（修正の動議）の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第17条 他の事件に先だって表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかって決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

（日程の作成及び配布）

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

（日程の順序変更及び追加）

第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（議事日程のない会議の通知）

第21条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その会議までに議事日程を定めなければならない。

（延会の場合の議事日程）

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、さらにその日程を定めなければならない。

（日程の終了及び延会）

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかって延会することができる。

第4章 選挙

（選挙の宣告）

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

（不在議員）

第25条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口閉鎖）

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布もれの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

（投票）

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を行うものとする。

（投票の終了）

第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票もれの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

（開票及び投票の効力）

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議にはかって指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

（選挙結果の報告）

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

（選挙関係書類の保存）

第32条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

（議題の宣告）

第33条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

（議案等の朗読）

第35条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第36条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いないで会議にはかって特別委員会（以下「委員会」という。）に付託することができる。

2 提出者の説明は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

（付託事件を議題とする時期）

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

（委員長及び少数意見の報告）

第38条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

（修正案の説明）

第39条 提出者の説明又は委員長の報告若しくは少数意見の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

（委員長報告等に対する質疑）

第40条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

（討論及び表決）

第41条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第42条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

（委員会の審査又は調査期限）

第43条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限をつけることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

（再審査のための付託）

第44条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、さらにその事件を委員会に付託することができる。

（議事の継続）

第45条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

（発言の許可等）

第46条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

（発言の方法）

第47条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。

（討論の方法）

第48条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者なるべく交互に指名して発言させなければならない。

（議長の発言討論）

第49条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の

表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

（発言内容の制限）

第50条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

（質疑の回数）

第51条 質疑は、同一議員につき、同一議題については2回をこえることができない。

ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

（発言時間の制限）

第52条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

（議事進行に関する発言）

第53条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第54条 延会、中止又は休憩のため、発言が終わらなかった議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑、討論の省略又は終結）

第55条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。

4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長

は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第56条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第57条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第58条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第59条 質問については、第51条(質疑の回数)及び第55条(質疑、討論の省略又は終結)の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第60条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第61条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第62条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第63条 表決には、条件をつけることができない。

（起立による表決）

第64条 議員は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

（投票による表決）

第65条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名及び無記名投票）

第66条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

（白票の取扱い）

第67条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、無効とみなす。

（選挙規定の準用）

第68条 投票を行う場合には、第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）、第31条（選挙結果の報告）第1項及び第32条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

（表決の訂正）

第69条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第70条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第71条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いず、会議にはかかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第8章 辞職

（議長及び副議長の辞職）

第72条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いず、会議にはかかってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第73条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

第9章 規律

（品位の尊重）

第74条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（服装）

第75条 何人も、議場に入るときは、見苦しくない服装をしなければならない。

（議事妨害の禁止）

第76条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第77条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

（禁煙）

第78条 何人も、会議中は、喫煙してはならない。

（新聞等の閲読禁止）

第79条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

（許可のない登壇の禁止）

第80条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

（議長の秩序保持権）

第81条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

第10章 会議録

（会議録の記載事項）

第82条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

（会議録署名議員）

第83条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第11章 補則

(会議規則の疑義)

第84条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかかって決める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則 (平成3年3月1日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年12月27日議会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日議会規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。